

河辺都市計画特別用途地区の決定（秋田市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 24ha	
合 計	約 24ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、中心市街地活性化基本計画の作成とあわせ、準工業地域において、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を決定するものである。

○特別用途地区内の建築制限の内容について

建築制限については、「秋田市特別用途地区建築条例」において定める。

制限内容

地区名称	建築してはならない建築物 (建築基準法別表第2 (わ) 項)
大規模集客施設 制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの